



～生命保険を活用した相続対策～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



相続対策は、①「遺産分割対策（争族対策）」②「納税資金対策」③「節税対策」のバランスのとれた対策を実施しなければいけません。生命保険はこれらの対策のすべてに活用できる効果的でポピュラーな方法です。

1. 生命保険を活用した相続対策

- ①遺産分割対策（争族対策）：死亡保険金の受取人を指定することで、争族（遺族が争う）を防止。
- ②納税資金対策：死亡保険金で相続税の納税資金を準備。
- ③節税対策：生命保険金の非課税限度額の活用により相続税が軽減。

2. 遺産分割対策（争族対策）として活用

- ①遺産分割協議の対象外になる

生命保険は契約時に受取人を指定しますが、この受取人の指定のある生命保険金は「受取人の固有の財産」となります。受取人を指定した生命保険金は、被相続人の相続財産ではないため遺産分割協議が必要なく、受取人が単独で生命保険会社に申請することで保険金が支給され、他の相続人の承認や印鑑がなくても手続きができます。そのため、あげたい人にあげたい金額を確実に渡すことが可能です。

また、被相続人の債務がある場合などで相続放棄をした場合でも保険金を受け取ることができます。

- ②不動産の共有を避けるため代償分割に利用できる。

相続財産のうち不動産など分割が困難な財産があります。このとき代償分割という方法で遺産分割協議を成立させることができます。代償分割とは、ある相続人が不動産を取得し、その代わりとして金銭を他の相続人に渡す遺産分割の方法をいいます。この代償分割では、他の相続人に現金を渡すことになるため、不動産を相続する相続人が現金を持っているかどうかがポイントになります。生命保険金の受取人をこの相続人にしておくことで、代償分割のときに支払う現金に充てることができます。

3. 納税資金対策として活用

相続税の納税は、相続税の申告期限（相続発生から10月後）に金銭で一括払いするのが原則です。

生命保険は、被保険者の死亡時に現金が支払われますので、相続税の納税資金にはうってつけといえます。

4. 節税対策として活用

生命保険金を受け取った場合は「みなし相続財産」とされて相続税の課税の対象となります。この場合に支払われる額の中から一定の額（非課税限度額）については相続税の課税がされません。

生命保険金が非課税限度額 = 500万円 × 相続人の数

(例) 相続人が3人なら 500万円 × 3人 (相続人) = 1500万円

5. 生命保険契約の注意点

生命保険の中でも相続対策にふさわしいのは一生涯保障が続く終身保険です。また、生命保険契約の仕方により、死亡保険金の受取り時にかかる税金が異なってきますので注意が必要です。

(死亡保険金の課税関係)

被保険者	契約者(保険料負担者)	受取人	課税される税金
父	父	子	相続税
父	母	子	贈与税
父	子	子	所得税(住民税)

村尾法生税理士事務所（村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所）

〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号

TEL : 075-708-5591 FAX : 075-708-5592 E-mail : murao-kimio@tkcnf.or.jp